

「誰か」のことじゃない

12月4日(土)～10日(金)は人権週間です

「人権」とは、だれもが持っている人間が人間らしく生きる権利のことで、相手の気持ちを考える思いやりの心や違いを認め合う心によって守られるものです。しかし、子どもへの虐待やパートナーからの暴力、性別・国籍・身体的理由による差別など、さまざまな人権問題が発生しています。みんなが幸せに暮らすために、身近な問題として人権について考えてみませんか。



人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクター

人KENまるる君

身近に起きている人権問題 スマホなどによる誹謗中傷も

人権問題は、世界での飢餓や貧困、人身売買などのほか、学校でのいじめや子どもへの虐待、パートナーに対する暴力やセクシャル・ハラスメントなど、わたしたちの身近に起きている問題まで幅広く存在します。

近年では、スマートフォンやSNSの普及により、インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害が多発しているほか、LGBTや性的マイノリティに対する差別や偏見も問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染者だけでなく、濃厚接触者や医療従事者、その家族への不当な差別も起こっています。

人権擁護委員は身近な相談相手 相談内容によって適切に対応します

人権問題の地域の身近な相談相手として、さまざまな分野の経験を持った民間の立場から人権擁護活動に取り組む人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、市町村長の推薦を受けて法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されています。八千代市では現在9人の人権擁護委員が活動しています。八千代市の人権擁護委員は船橋人権擁護委員協議会に所属し、船橋市の人権擁護委員とともに相談事業や啓発活動を実施しています。

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談開設事業を実施していて、八千代市でも毎年6月1日に特設

相談所を開設しています。

人権擁護委員は、いじめ・体罰の問題、暴行・虐待、差別、名誉棄損・プライバシー侵害、セクシュアル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、身近な人権に関する相談に応じています。相談内容によっては、法務局と協力して、適切に対応します。子どもへの人権啓発活動としては、小学生を対象に人権啓発ビデオなどを通して「いじめ」について考えてもらう人権教室や、子どもたちが協力して花を育て、命の大切さを実感し思いやりの心を育んでもらう「人権の花運動」など、さまざまな啓発活動や啓発イベントなどを実施しています。

面談、電話、ミニレターなど さまざまな相談方法があります

人権擁護委員は法務局船橋支局職員とともに、法務局船橋支局で面談や電話による人権相談に応じています。八千代市役所でも、毎月第2木曜日に特設相談所を開設し、人権擁護委員が人権相談に応じています。

また、面談や電話では相談しにくい子どもたちのために、毎年「子どもの人権SOSミニレター」を小・中学校で配布し、本人が希望する方法で返信を送っています。「人権に関わる悩みを相談したい」という人は、一人で悩まず気軽に相談してください。費用は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。

■常設相談 祝日を除く月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分／千葉地方法務局船橋支局内相談室（船橋市海神町2-284-1 ☎047-431-3681）。電話相談もできます。

■特設相談 祝日を除く毎月第2木曜日午後1時～4時／八千代市役所1階第1相談室。人権擁護委員2人が相談に応じます。

6月と12月は日時、場所が異なります。人権相談の日は、広報やちよ毎月1日号の6ページ「相談案内」と八千代市ホームページに掲載しています。

■電話相談 みんなの人権110番（人権全般の相談）☎0570-003-110、子どもの人権110番（学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談）☎0120-007-110、女性の人権ホットライン（セクハラやDV、性差別など女性に関する相談）☎0570-070-810。受付時間はいずれも午前8時30分～午後5時15分です。

■インターネット相談 パソコンや携帯電話からインターネットを利用して相談を行うことができます。相談フォームに氏名・住所・年齢・相談内容などを記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話または面談で回答します。詳しくは法務省のホームページへ。

人権週間にあわせて 特設相談を実施します

12月3日(金)午後1時～4時／八千代市福祉センター4階研修室。予約不要、当日直接会場へお越しください。

お問い合わせは
健康福祉課 ☎421-6731へ

広告